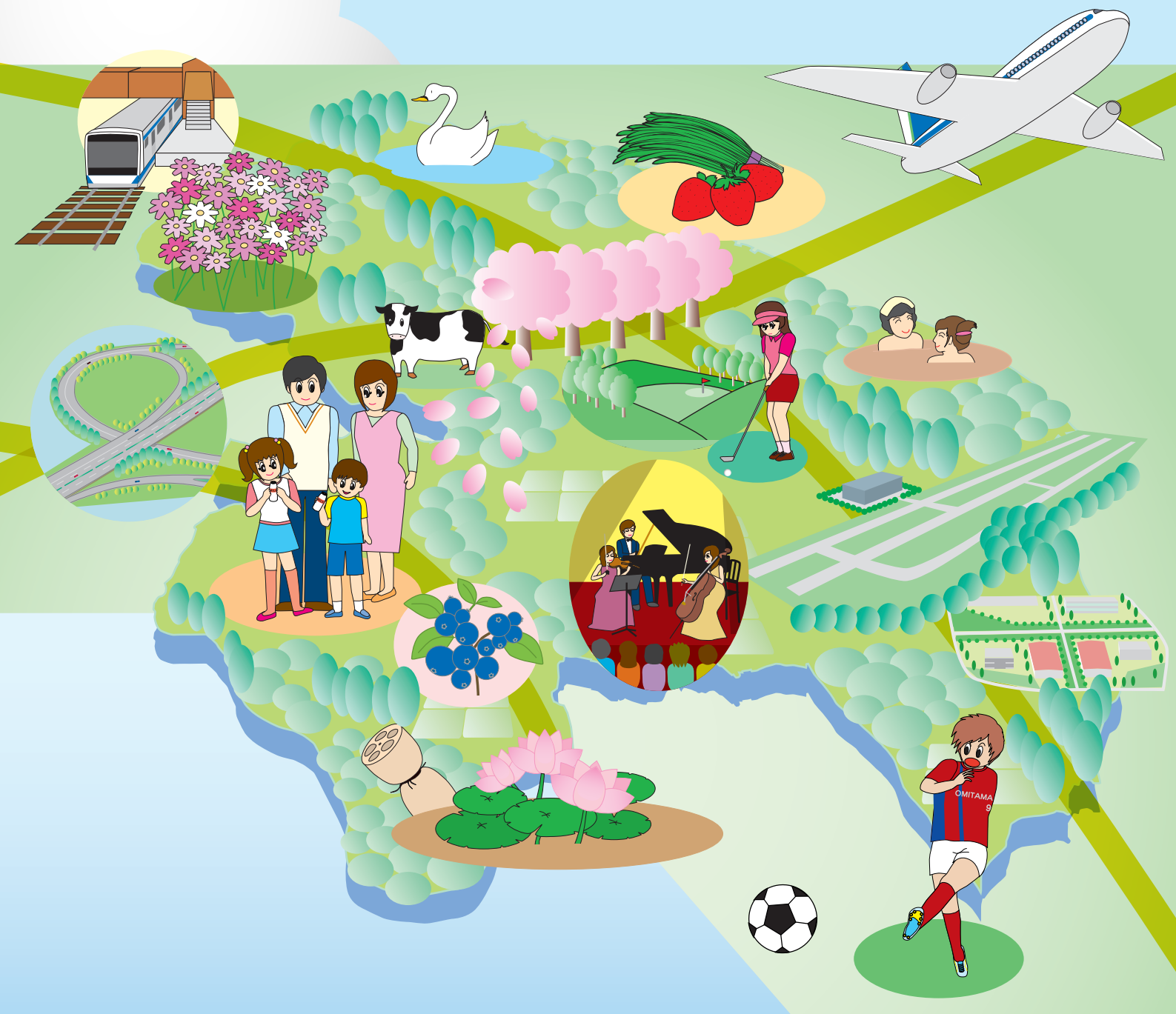


小美玉市総合計画

—ダイジェスト版—

2008-2017

人が輝く 水と緑の交流都市



将来都市像

協働と連携で
自立性の高いまちへ

人が輝く

水と緑の交流都市

自然が彩る
ふるさとの文化が
息づくまちへ

人・もの・情報
が集う新しい
交流のまちへ

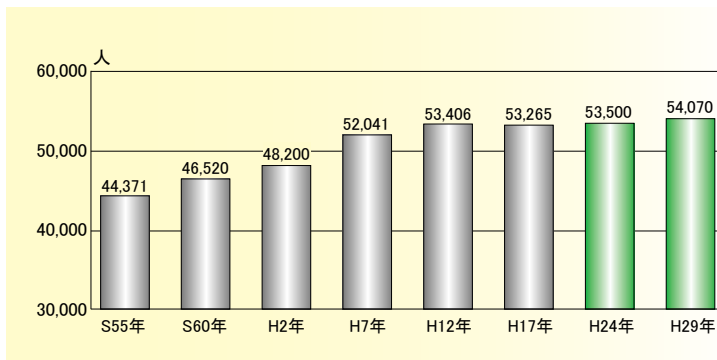
本市をとりまく社会情勢は、時代の大きな転換期を迎えています。私たちのまち小美玉市は、新たな行政課題に対応していくため、地域の力を一つにし、新しいまちづくりに臨んでいきます。

このような基本姿勢にたち、
市民の「協働と連携」により“人が輝く”、
市民の財産である「自然」を守ることで“水と緑”に恵まれた、
「人・もの・情報」が生き活きと“交流する都市”
すなわち、「人が輝く 水と緑の交流都市」を実現します。

将来指標（平成29年）

本市の目標年次の人口は現在人口を若干上回る54,070人と推計されます。

本計画では、産業振興、雇用の確保、住宅地の整備などの地域振興策、人口対策や子育て支援などを講じることで目標人口を55,000人に設定します。



◆ 目標人口：55,000人

土地利用構想

地域の特性を生かした都市的、自然的な機能を配置しながら、安全で安心して暮らせる生活環境の確保と市域の一体的な発展を図ることを基本に、長期的・計画的な土地利用を推進します。

戦略的な土地利用を推進します

均衡ある地域振興を図るため、優先的に施策・事業を展開する地区を「エリア」と位置づけ、各エリアを有機的にネットワークする「連携軸」の形成を図ります。

機能別に土地利用の方向を定めます

土地がもつ自然的要素と生活・産業・都市基盤などにより付加された機能とその集積状況により整理される機能別に「ゾーン」を位置づけます。



- 陸の交流エリア
 - 空の交流エリア
 - 水の交流エリア
 - ゲートウェイエリア
 - 市街地ゾーン
 - 工業ゾーン
 - 田園都市ゾーン
 - スポーツ・レクリエーションゾーン
 - 高速道路（整備済又は計画）
 - 主要幹線道路（整備済又は計画）
 - 連携軸
 - 鉄道
 - 行政区境界
 - 湖沼
- ※(国)：国道
(県)：県道

総合計画の体系

基本構想

構想期間10年

まちづくりの基本理念

- 協働と連携で自立性の高いまちへ
- 自然が彩るふるさとの文化が息づくまちへ
- 人・もの・情報が集う新しい交流のまちへ

将来都市像

人が輝く 水と緑の交流都市

施策の大綱

1. みんなで創る自治のまち
2. 未来を拓く快適・便利なまち
3. うるおいのある安全・安心なまち
4. ぬくもりにあふれる健やかなまち
5. 活気に満ちた産業のまち
6. 個性豊かな教育・文化のまち
7. 信頼で築く自主・自治のまち

基本計画

計画期間5年

基本方針

基本施策全体について、基本的な考え方を示すものです。

施策の目標

個別施策の推進により平成24年までに実現を目指す目標です。

個別施策

平成24年までの5年間で実施する具体的な施策です。個別施策に沿って各種事務・事業を実施します。

基本計画

1. みんなで創る自治のまち



これまでに培ってきた市民参画の機運を継承した市民主体のまちづくりを推進するとともに、市民の人権が尊重される社会づくり、市内外での様々な交流の促進により、みんなで創る自治のまちを目指します。

国際交流協会会員数
140人→200人

まちづくり組織認定団体数
17団体→100団体

1. 市民協働の推進

- 市民協働のあり方について、市民への普及を図ります。
- まちづくり活動に携わる人材の育成に努めます。
- まちづくり情報の共有化や市民活動への様々な支援措置を整備し持続可能なまちづくりシステムの構築を目指します。

2. 新たなコミュニティの構築

- 小学校区を単位とする新たな地区コミュニティの構築を目指します。
- コミュニティ組織相互のネットワーク化、コミュニティの拠点充実を図ります。

3. 多様な交流の推進

- 市民協働を基本とした姉妹都市交流や国際理解教育など、国際交流を推進します。
- 市民交流を促進し、市民の一体化を進めます。
- 外国人が安心して生活できる地域づくりを目指します。

4. 人権の尊重

- 人権課題に関する啓発と教育を推進し、人権意識の高揚に努めます。
- 差別や偏見のない人権が尊重される地域社会づくりを目指します。

5. 男女共同参画社会の推進

- 全庁的な協力体制のもと総合的な施策の推進を図ります。
- あらゆる分野での男女共同参画を推進します。
- 男女が働きやすい環境づくりを目指します。



2. 未来を拓く快適・便利なまち



未来を見据えた計画的なまちづくりの方向性を明らかにし、道路・公園・上下水道などの都市基盤の整備充実を図るとともに、水と緑あふれる良好な住環境の形成を図ることにより、未来を拓く快適・便利なまちを目指します。

3. うるおいのある安全・安心なまち



水と緑の豊かな自然環境を将来にわたって守り育てていくため、関係機関との連携のもと、総合的な環境保全対策を推進するとともに、市民の生命と財産を守るため生活環境の整備を推進することにより、うるおいのある安全・安心なまちを目指します。

身近な道路整備に対する
満足度
49.8%→55%

羽鳥駅の乗車人数
(1日平均)
2,363人/日→2,500人/日

ごみの排出量
(年間)(市民一人あたり)
308kg/年、人→306kg/年、人

公共施設の耐震化
48%→62%

1. 計画的土地利用の推進

- 優良な農地や良好な自然環境の保全に努めます。
- 地域特性を生かした土地利用を推進します。

2. 道路体系の充実

- 広域幹線道路と市内幹線道路の良好な道路ネットワークを構築を目指します。
- 交通弱者に考慮した安全快適な道路環境の整備に努めます。

3. 公共交通の充実

- 鉄道の利便性向上やバス路線の維持に努めます。
- 誰もが快適に利用できる公共交通網の整備を推進します。

4. 上水道の整備

- 水道事業の経営の健全化を図ります。
- 安全・安心なおいしい水の安定的な供給を目指します。

5. 下水道の整備

- 公共用水域への汚濁負荷を削減し、快適で衛生的な生活ができる環境づくりを目指します。

6. 住環境・景観の保全と整備

- 安全で暮らしやすい住宅地づくりの促進と、市営住宅の適切な維持・管理と高齢者社会に対応した住宅施策を促進します。
- 霊園の適正管理と運営方法及び適正規模の検討を図ります。
- 計画的で総合的な景観施策の展開を推進します。

7. 公園・緑地・水辺の整備

- 計画的な公園・緑地・水辺の保全・配置・整備を推進し、市民や来訪者が気軽に集い憩える賑わいのある交流空間の形成を図ります。

1. 自然・地球環境の保全

- 「小美玉市地球温暖化防止実行計画」に基づき地球温暖化防止の取り組みを進めます。
- 市民・事業者と一体となった霞ヶ浦や河川の浄化対策及び公害対策への取り組みを推進します。

2. 循環型社会の形成

- 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進します。
- 不法投棄の監視・通報体制を強化するとともに、その防止に関する啓発活動を推進します。

3. 基地対策の充実

- 基地との共存を目指し、基地周辺的生活環境の整備や民生安定の向上に努めます。

4. 防災対策の充実

- 「小美玉市地域防災計画」に基づき、防災体制の強化を図り、災害に強いまちを目指します。
- 市民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図ります。
- 「小美玉市国民保護計画」に基づき、総合的な危機管理体制の構築を目指します。

5. 消防・救急体制の充実

- 消防体制の確立及び予防対策を充実し、被害の軽減を目指します。
- 救急・救助体制の確立や市民への応急手当の普及啓発により、救命率の向上を目指します。

6. 交通安全対策の充実

- 交通安全教育、交通安全施設の整備を進めます。
- 交通事故被災者への支援・相談体制の充実を図ります。
- 交通事故発生件数の削減、交通事故死者数ゼロのまちを目指します。

7. 生活安全対策の充実

- 市民の防犯意識の高揚を図り、地域の防犯力の向上に努め、犯罪のない地域社会の実現を目指します。
- 消費者対策については、県と連携した相談体制の充実を努めるとともに、消費に関する情報提供など啓発活動を推進します。

4. ぬくもりにあふれる 健やかなまち



市民誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるよう、保健・福祉・医療の相互連携を強化するとともに、人やすしまちづくりを進めることにより、ぬくもりにあふれる健やかなまちを目指します。

子育て応援企業登録数
25社→50社

地域密着型サービス
事業所数（指定）
8箇所→12箇所

5. 活気に満ちた 産業のまち



本市の基幹産業である農業を大切にするとともに、茨城空港周辺のポテンシャルを最大限に活かし、各種産業の振興を図ることにより、活気に満ちた産業のまちを目指します。

茨城空港の年間来訪者数
— →**100万人/年**

学校給食への
地元食材の供給率
30%(H17)→65%

1. 少子化対策の推進

- 市民のライフスタイルに即した保育サービスや、地域ぐるみの子育て環境の充実を推進します。
- 児童虐待への対応、出会いの場の創出など子育て支援と一体となった少子化対策を推進します。

2. 健康づくりの推進

- 子どもの健やかな心身の育ちと、安心して子育てができるよう、きめ細かな子育て支援の充実を図ります。
- 健康づくりを支援する保健サービスの充実に努めます。
- 市民の健康維持・増進を目的とした保健予防活動の充実を図ります。

3. 地域医療の充実

- 市民が住みなれた地域で安心して暮らすことができる信頼の医療を確保するため、市民の視点にたった医療を目指します。
- 地域医療の充実に努めるとともに、救急医療体制の強化を図ります。

4. 地域福祉の充実

- 自助・共助のバランスがとれた地域福祉の実現を目指し、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりを推進します。
- 保健・医療・福祉の連携や地域ぐるみの助け合いを進め、地域ケアシステムの構築を目指します。

5. 高齢者福祉の充実

- 介護予防の視点による高齢者福祉サービスの再構築を図ります。
- 高齢者が安心して生活が送れるよう生活全般にわたって支援を行うことを目的とした高齢者支援ネットワークの充実を図ります。

6. 障がい者福祉の充実

- 「ノーマライゼーション」※の理念に基づき、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。
- すべての障がい者が家庭や地域の中で自立して生活できるよう、公平なサービスの提供体制を確立します。

7. 社会保障の充実

- 市民が様々なライフステージにおいて安心して生活ができるよう、社会保障の充実に努めます。
- 国民年金については、年金制度について周知、啓発を行います。

1. 茨城空港の利用促進

- 茨城空港を生かしたまちづくりを具現化するため、県などとの連携のもと茨城空港の利用客確保に努めます。
- 空港周辺地域への産業集積、商業活動の展開を図ります。

2. 農業・水産業の振興

- 農業生産基盤及び流通基盤の整備を図り、安全・安心で付加価値の高い農産物の生産地を目指します。
- 担い手農家が自信を持って農業経営に取り組める環境づくりを進め、農業の持続的な発展を目指します。
- 漁業生産基盤の整備や漁業活性化に取り組みます。

3. 商業・工業の振興

- 市民の日常生活の利便性向上と地元商業の活性化を図り、魅力と賑わいのある商業環境の創出を目指します。
- 地元企業の安定的な操業の支援や交流の促進、新たな企業の誘致を推進し、活力ある産業の創出を目指します。

4. 観光の振興

- 霞ヶ浦や緑豊かな自然環境、地域に根ざした歴史・文化を大切にした観光の振興を推進します。
- 市民が誇りをもてる「ふるさとおみたま」の創造を目指します。

ノーマライゼーション：障がいのあるかたを特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会こそノーマルであるという考え方。



6. 個性豊かな教育・文化のまち



児童・生徒の個性を生かし、豊かな心と創造性を育むとともに、市民の積極的な参画のもと、子どもからお年寄りまで全ての市民が、質の高い文化を享受でき、いつでもどこでも学んだり、スポーツに取り組んだりできるまちづくりを進めることにより、個性豊かな教育・文化のまちを目指します。

教育施設耐震化率
42.6%→60%以上

放課後子ども教室
実施学校数
3校→12校

7. 信頼で築く自主・自治のまち



徹底的な行政改革を推進しながら市民本意の適正なサービスの提供に努めるとともに、行政情報の提供と共有に努めることにより、市民と行政の良好なパートナーシップを構築するなど、信頼で築く開かれたまちを目指します。

市政へのご意見・ご提案の
件数
104件(H18)→115件

職員の削減率
平成18年基準年→15.2%削減

1. 学校教育の充実

- 特色ある教育、時代 に対応する教育を推進します。
- 地域に開かれた学校づくりを進めます。
- 幼児の発達や実態に即した幼児教育の内容の充実に努めます。
- 学校施設及び給食施設の整備充実に図ります。

2. 生涯学習の充実

- 生涯学習の基本的な方針を定め、市民と行政の連携による生涯学習推進体制を整備します。
- 生涯学習施設の連携を強化し、運営内容及び施設の充実に図ります。

3. 芸術・文化の振興

- 誰もが気軽に真の芸術文化に触れ、市民が主体的に文化活動に参加できる環境の整備充実に図ります。
- 文化財については、貴重な歴史遺産を調査・保護する体制づくりと住民ニーズに対応した史料館の充実に努めます。

4. スポーツ・レクリエーションの振興

- 市民がスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康でいきいきと暮らせる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

5. 青少年の健全育成

- 学校・家庭・地域の連携を強化し、地域ぐるみの取り組みを進めるとともに、社会を取り巻く様々な危険から青少年を守ります。
- 青少年の社会参加の促進を図るとともに、地域において子どもの居場所づくりを推進します。



1. 開かれた行政の推進

- ICT※社会の恩恵を市民が享受できるよう、地域情報化の促進と電子自治体の構築を目指した行政情報化の推進に努めます。
- 個人情報の適切な管理と積極的な行政情報の公開に努めます。
- 分かりやすく親しみやすい広報広聴活動を進めます。

2. 効率的な行財政の運営

- 行財政改革を推進するとともに、計画的な財政運営、財政構造の弾力化に努めます。
- 職員の適正な定員管理と、人材育成の強化に努めます。
- 市有財産の適正管理と利活用、公共施設の適正配置に努めます。
- 広域的な視点から関係自治体との連携・強調を図ります。

ICT: 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT(Information Technology: 情報技術)の方が普及しているが、国際的にはICTの方が通りがよい。



市章



円で小美玉市の英頭文字の「O」と美玉の「M」「T」を兼ね図案化されました。
躍動する3曲線で3町村の合併を表し、豊富な緑、霞ヶ浦の自然に包まれた土地に輝く人が共に手をとり、交流を深める姿を象徴として、市の無限の向上発展を表現しています。

市の花 コスモス



〈選定理由〉

市内各地に植えられ、たおれても起き上がる姿は力強く清楚で、語源(cosmos=宇宙, 世界, 調和)から小美玉市の平和な発展を願うにふさわしい花です。

市の木 ケヤキ



大地にしっかりと根を張り、放射状に大きく枝を張る姿は雄大で、力強く空へ向かって成長していく姿は、将来へ向け伸びゆく小美玉市にふさわしい木です。

市の鳥 シラサギ



市内の水辺周辺に生息し、市民に親しまれ気品があり、優雅に羽を広げ大空にはばたく姿は美しく、清らかに飛躍する小美玉市にふさわしい鳥です。

小美玉市市民憲章

私たちは、豊かな自然と歴史、文化に育まれた小美玉市民であることを自覚し、誇りと責任をもって明るく豊かなまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

- 一、自然を愛し、豊かな水と緑ときれいな空気を守ります
- 一、平和を願い、夢と希望に満ちたまちをつくります
- 一、互いに助け合い、ルールを守り、快適で住みやすいまちをつくります
- 一、伝統を生かし、文化の薫り高い豊かなまちをつくります
- 一、思いやりと感謝の心を育くみ、明るい家庭を築きます

●平成20年3月発行

●企画編集 小美玉市市長公室企画調整課

茨城県小美玉市堅倉835 TEL 0299-48-1111 FAX 0299-48-1199
E-mail kikaku@city.omitama.lg.jp URL <http://www.city.omitama.lg.jp>